(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒
　　東経一二五度五六分五三秒
(エ)　北緯二八度一七分一四秒
　　東経一二七度〇七分五三秒
(オ)　北緯二七度三二分〇二秒
　　東経一二七度二五分三五秒
実施機　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十八号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区　域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間
(ア)　北緯二五度一四分一五秒
　　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒
　　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒
　　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒
　　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒
　　東経一二八度二九分五三秒

○関東地方整備局告示第百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
相模原市緑区千木良字旭山一九八番二二から同市緑区千木良字宮ノ台二〇六番二まで	前	一二・三七～三三・六七メートル	〇〇・〇五四キロメートル
	後	一三・〇二～三六・五八メートル	〇〇・〇五四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
相模原市緑区千木良字神明台五九一番三地内	前	一九・四〇～二四・六四メートル	〇〇・〇三六キロメートル
	後	一九・四〇～三六・五六メートル	〇〇・〇三六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
相模原市緑区千木良字神明台五六七番九地内	前	一七・二四～二七・七五メートル	〇〇・〇一四キロメートル
	後	二〇・三八～三一・七七メートル	〇〇・〇一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○九州地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線　名　二百二十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
指宿市小牧字磯五四番五から同市小牧字磯五四番二まで	前	一六・九五～六二・九一メートル	〇〇・〇三〇キロメートル
	後	六一・五三～六二・九一メートル	〇〇・〇三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所